



特別支援教育ほっと通信



令和9年度教科書需要数報告事前審査会（以下、事前審査会という）から見てきたこと

令和8年10月
西部教育局

西部地区の小・中・義務教育学校に在籍する子どもたちが、次年度使用を予定している教科書について、冊数や種類等を確認する上記の会を令和8年8月20日（木）に開催しました。特別支援学級の場合において、「継続していただきたい事例」や「見直しが必要な事例」についてご紹介します。

【継続していただきたい事例】

◎次年度の教育課程を検討した上で、教科書が選定されていた。

→長期的な視点で子どもたちの姿をイメージすることにもつながります。

◎各学校において、在籍児童一人一人の教科書給与リストが丁寧に作成されていた。

○「次年度使用予定の教科書」、「今年度使用している教科書」、「以前使用していた教科書」の3年間のまとまりで、見やすい様式に工夫されていた。

○以前給与された教科書を使う場合、「（給与済み）」と記入されていた。

→このようにまとめてあると、二重給与、過給与の防止だけでなく、次年度の教育課程を検討する上でも参考になります。

【参考】

令和8年6月ほっと通信
「次年度使用する
教科用図書について」



通常学級から特別支援学級に措置変更した場合、学びの履歴を明確にするためにも、1年生まで遡ってリストが作成されることが望ましいです。

【見直しが必要な事例】

▲教育課程の組み方と教科書給与リストが合わないと思われるケースがあった。

△知的障がい学級に在籍の間、毎年、当該学年の教科書を選定し、使用することになっている。

△知的障がい学級に在籍し、国語と算数は一般図書を選定しているが、その他は当該学年の教科書となっている。

→学びの場や、学ぶ内容について、児童・生徒の実態をしっかりと把握することが重要です。

そして、実態に合わせた教育課程を編成した上で、子どもの力を最大限に伸ばすために効果的な教科書を選定しましょう。

今年度末までお願いしたいこと

子どもたち一人一人の実態に応じた次年度の教育課程の編成及び最終確認は、担任や特別支援教育主任等が中心となり、3月末までにお願いします。その教育課程に基づいた教科書の納入指示をお願いします。
（納入指示後に教育課程を変更しないこと）

子どもの学びの状況によっては、8月時点に想定していた教育課程を変更し、教科書を再選定されるケースがあると思います。その場合は、必ず所管の市町村教育委員会に報告するとともに、事前審査会に提出された教科書給与リストも修正・提出してください。

